

改正法の有害使用済み機器



次回検討会で引き続き指定・保管について議論していく

「有害使用済み機器等の保管等に関する技術的検討会（第一回）」が9月4日に都内で行われ、改正廃棄物処理法の難品対策で示された有害使用済み機器の対象として「家電4品目」と「小型家電28品目」を全て指定する方針が示された。保管や処分については廃棄物の処理基準と家電・小型家電の処理基準を踏まえて検討を進め、11月下旬をめどにガイドライン案を作成する。

対象はエアコン・ディショナ・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の家電4品目と電話機、携帯電話、パソコン、扇風機、

ヘアドライヤー、ゲーミング機などの小型家電28品目を検討している。

規定としては▽保管場

廃棄物の処理基準等を適用

家電4品と小電28品を指定へ

どういて説明があつた。次回検討会で結果を報告するという。

現地調査は、中小規模（内陆部）のヤード

や沿岸ヤードの2種類を選定し、保管・処分を実施している業者と保管のみを実施している業者の双方を対象とする。

現地では、雑品スクラップの取引状況や保管・処分状況、品目の発生防止や処分の方

法▽処分施設の生活環境保全措置▽などを想定している。

検討会では、バーゼル法輸出入規制事前相談資料の調査や保管や実態に関する都道府県・政令市へのアンケート、保管や処分に関する現地調査など

で実態についての把握を進めていく